

産業建設常任委員会会議録

平成30年12月11日

宮古市議会

平成30年12月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(12月11日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	3
付託事件審査(4)	9

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 平成30年12月11日（火曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第22号 市道路線の廃止について
- (2) 議案第23号 市道路線の認定について
- (3) 議案第24号 市道路線の変更について
- (4) 議案第21号 音部漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）～（3）

参与兼 都市整備部長	小前繁君	建設課長	中屋保君
建設課長 管理係	刈屋巧君		

付託事件審査（4）

産業振興部長	菊池廣君	水産課長	佐々木勝利君
水産課長 漁港係	竹花浩満君		

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主査	小野寺泉
------	------	----	------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） ただ今までの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は、付託事件審査4件、説明事項3件となりますので、議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第22号 市道路線の廃止について

付託事件審査（2） 議案第23号 市道路線の認定について

付託事件審査（3） 議案第24号 市道路線の変更について

○委員長（佐々木重勝君） それでは、本委員会に付託された議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略します。なお、議案第22号から議案第24号までは、関連がございますので、質疑は一括で行います。議案第22号「市道路線の廃止について」、議案第23号「市道路線の認定について」、議案第24号「市道路線の変更について」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。

佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） 23の1。議案第23号、市道路線の認定についてですけども、津軽石地区ですけども、これもともとは一般県道ですがね。これを市道に認定するということでしょうか、一般県道。そうした場合には、どのような県道を市道にした場合に利点があるのか。その辺、教えてくれないですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 今、主要地方道重茂半島線は県で整備しております。この路線は津軽石停車場線という路線でございますけども、今整備している県道が新たにできますとそちらのほうは県道で認定されることになります。今、市道として認定しようとする路線でございますけども、こちらはそれとおおり県道でございます。で、県道が認定するとこちら県道としては廃止になるわけでございますけども、その廃止と市道としての認定の間にですね、タイムラグっていいですか、その一旦公道として、認定されない時期がなるとうまくないということございまして、市道としてはちょっと早目の認定ということになりまして、一旦は市道と県道とが重複する形での路線にはなります。ただ管理自体は県で行うことには変わりはないのでございますけども、そのタイムラグが生じないようにするために、市といたしましては12月のこの時期にまず市道として認定をするということになります。県は恐らく3月の議会、2月開会だと思いますけど、そちらのほうで県道として新たな路線を認定し、こちらの県道は廃止というような手続をなされるという予定と聞いております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） はい。わかりました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） まあ、端的にお聞きしますが、無理くり市道にしないと駄目なんですか。その根拠をもうちょっと説明してください。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 県の方は今造っている路線の方へほぼ完成したわけですけども、重茂半島線を振り返るということでございますので、県道としては廃止したいっていう県の御意向でございます。道路自身は県道ではなくなっても管理していかなくちゃいけないわけですので、市道として管理させていただくとい

うことでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） 決して意地悪な質問ではないんですが、いや、今までも県道なんだから無理くり市道に認定しなくてもどうぞ引き続きやってくださいって、宮古市がそういう返事をすれば何か重大な問題でも起きるんでしょうか、という意味で聞いてます。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 我々はいろんな道路の整備を県にお願いする立場でもございますので、道路整備していただいたあかつきにはですね、いろんな道路を引き受けざるをえないっていうような状況はあちこちでございまして、例えば、立丸峠なんかについても、トンネルができれば旧道どうするかという問題は生じて参りますし、それから和井内ですか、和井内で県道が新たに整備されると旧道のほうはですね、やはり市で管理してくれと言われたときには、それはやっぱり受けざるを得ない問題であると認識してございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） なるほど。ちょっと頭にあったのは、直接、津軽石の路線ではないんですが、106号、今、盛岡までの106号の改良工事がどんどんどんどん進められているんですが、それもちょっと頭にあったもんですから、その新しい区界トンネルをはじめとして新しく整備される道路と今、県北バスも走っている106号の路線、こういうのも最終的にどうなるのかっていうのはまだ報告はないので決まっていはいないんだと思うんですがそういうのも頭にあったので、ちょっと参考のために聞きました。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） その106号についてはですね、全くまだ話は進んでおりません。106号については、非常に広域的な旧道になったとしてもですね、広域的な道路になるので、それは引き続き県による管理というものをお願いしていきたいと考えております。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○19番（藤原光昭君） 今の件に関連するわけですが、今の参与のお話、これ重茂線、県道、宮古市に移管になる、こういうことですが、そこの稲荷橋があるわけですよね。これが市道になって津軽石に行く道路、これらの市になったあかつきにやっぱり、そこの整備という部分は考えを持ってらるんでしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 移管する部分の話でしょうか。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○19番（藤原光昭君） 稲荷橋から出てきて津軽石に入るでしょ、この道路が。これの関わりでの整備、宮古市に市道に認定をした後に、ここの一帯の整備を計画してる区間があるかと。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 現在の重茂半島線につきましてはまだ県からの、そういう申し出とか協議っていうのはまだございません。今回の稲荷橋を渡っていか国道から津軽石の駅側のほうだけの路線についての、移管でございます。稲荷橋から重茂半島側のほうについてはまだ県からの協議等はまだまだありません。現在とところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○19番（藤原光昭君） 今、反対の私が聞こうとした反対のことを最後のほうに答えてたような気がするんです

が、津軽石のほうに入る認定になるでしょう。稲荷橋から45号線を渡って津軽石に入る道路ね。こっちのほうまで合わせてそっちのほうも今後整備する考えはありますか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 現在のところは、この新たに市道として認定するこの路線についての整備計画は、現在はございません。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 県道から市道に引き継ぐときには、現状のままではなくてきれいに舗装等を作り換えてもらった上で引き取らしていただくと。維持管理のコストが、いっぱい重荷として市に掛かってこないようにという形でやってもらいます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○19番（藤原光昭君） そのとおり、当然そうやってほしいんですが、今ここで認定、もう事前にそういうことはもうそっちが済んで市道に認定するという段階まで来てるわけですね。そうすれば。

○委員長（佐々木重勝君） 小前参与。

○参与兼都市整備部長（小前繁君） 3月末、3月の議会で県道が廃止されるまでの間に、舗装等をきちっとしていただいて、県道として廃止される前にそれをしてもらって、私どもは、自主的に受け取らせていただきます。ただ県議会の開会時期と先ほど課長が申しましたように、市議会の開会時期が逆転しちゃいますと道路でない空白の期間が生じるといけないので、市のほうでは、12月で先行して市道認定をしてください、ということで今回市道認定をお願いしておるということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。高橋委員。

○12番（高橋秀正君） 今の重茂半島線に引き続いてちょっと聞きますが、この図面を見て、停車場線なんかも、停車場から終点までの間は県道だったと思ってだが、どこの道路なの。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 津軽石駅から今回のこの終点の先までのこの部分は、現在も県道でございまして、ここにつきましては引き続き県で県道として管理するという内容でございます。この、今回の起点から終点までのこの部分だけ市に移管するという内容であります。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） わかりましたが、そういう大事なものは早くしゃべってけると。それで、県道はここさ除雪が入るのが。ここさ離れだどごさ。今、県道で残しとぐったども。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 県の管理の部分ですので除雪が必ず入るっていうのは断言するのもあれですが、県管理ですので、今までと同様の管理はなされるものというふうに認識しております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） ちょっと無理がある。ちょっと無理があつと思うども離れたとこでやれつつうのはちょっと無理があつと思うども、わかりました。いずれここは県道として残すということだね。・・・わかりません。とりあえず、県道で残すという答えで、理由はわがんねえと。説明によれば。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） 24号なんです、何でこの八木沢団地、5メートル50も少なくなつてんの。

- 委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。
- 建設課長（中屋保君） この八木沢ですけど、八木沢宮古短大駅、三鉄の駅ができる関係で、この現在の終点部分のところに駐車場、駅の駐車場として整備するという計画になってございます。それで、その分を駐車場として使用するために市道としての部分、そこの部分を廃止って言いますか、終点を少し短くしようとするものでございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 12番（高橋秀正君） なるほど。回転広場を駐車場にするづうことなわけだ。そうすれば、回転するところは駐車場で回転しろつうこと。
- 委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。
- 建設課長（中屋保君） 回転スペースはそのまま大丈夫残したまま駐車場を整備するという計画でございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 12番（高橋秀正君） そこで、13メートルあるづうのはどこがあんのや、ほんじゃ。言ってみれば、もう一つ、追加して聞いておきますが、5メートル50しか回転広場がねえづうごどだ。この延長から見れば。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。今、最初の答弁を考えてましたんで次の質問ちょっと待ってください。高橋委員。
- 12番（高橋秀正君） どういうように造りってえがづうのがわがねえば、どこまでだがわがねえな。
- 委員長（佐々木重勝君） ただ今、資料のコピーを取ってますんで少々お待ちください。暫時休憩します。
- 午前10時17分 休憩
- 午前10時20分 再開
- 委員長（佐々木重勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 中屋建設課長。
- 建設課長（中屋保君） 申し訳ございませんでした。今、お配りした資料でございます。そこの5メートル50センチっていう部分は、駐車場として整備する部分でございます。約9メートルぐらいのスペースでの回転場と言いますか回転スペースは、残すという計画での駐車場整備ということになってございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 12番（高橋秀正君） 道路幅員が7メートル20なんだど。この回転広場は7メートル20より広いがなと思っで今眺めったった。要するに5メートル50より広いんでねえかなと。ほんとにちゃんとやってんのかなと。それから、駐車場スペースっていうの、これ回転広場だがか。この図面見つうど。
- 委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。
- 建設課長（中屋保君） 回転スペースの右側に区画が見えるかと思えますけど、その部分が5メートル50幅の駐車場のスペースということの計画でございます。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 12番（高橋秀正君） そうか。そうか。5メートル50づうのは駐車場の部分だと。回転広場は前に持つてくると。そこで、これは了として、一番おかしいのは何でこの起終点の住所がこんなに違うんだと。
- 委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。
- 建設課長（中屋保君） ここの八木沢団地1号線でございますけども、八木沢地区側の住居表示の地区になる前に路線認定している地区でございます。で、八木沢地区が住居表示区域になった時にですね、起点終点の公示を

変更するというのをしておりません。と言いますのも、法律上の逐条解説等によりましては、その適時な機会をとらえて変更の公示をすればいいという取り扱いに則りまして、宮古市は住居表示の地区になった分につきまして、起点終点の表記を書いていない路線がほかにも多数ございます。今回につきましては、この路線の変更というのがございましたので、起点終点の表記も、現在の住居表示の表記に合わせて直すというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） いや、今の説明はおかしいと思って笑って聞いてつとも。八木沢一丁目103番地の20づう番号はねえよな。ましてや同じ番号だ。起終点が。一丁目何番何号だべ。住居表示は。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 何番何号という住居表示の街区の住所についてはそうでございます。あくまでも住居表示地区であっても土地の地番は何番っていう地番でございますので、何番何号というのは住所の表記としてはそのとおりでございますけれども、土地の地番としては何番の何ですね、このような表記で法務局の公図等におきましてこの表記というふうになってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） いや、ほかでも、何番何号でつけてるよな。逆にしゃべれば、さっき、前の住居表示を変えないで、今度やんだよということなんだども、八木沢一丁目づうごどは住居表示の番号だよな。103、ここはなんだ。前の住所でいけば、3の16、3の15か。要するに、法務局が全部変えだづうごどが。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 土地の地番での表記で起終点を公示してますので。今、ちょっと参考までに公図の写しをまた今皆様にお配りします。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） ほんでば土地の地番でいいども、103の20がさ、こんなに50メートルも長いのか。言ってみれば、個々の家の住所になってるはずなんだよな。住居表示使わなくても。登記簿でも。

○委員長（佐々木重勝君） 今お聞きしてる趣旨、そこわかりますか、課長さん。資料が来てからの説明になりますか。今、資料をお渡しするそうですのでお待ちください。

はい。それでは資料がお手元に配付になりましたんで、中屋建設課長より説明をお願いいたします。中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） ただいまの公図写しをお配りしました。市道の路線としての底地はですね、103の1と103の19の一部、ここが市道の路線の底地となります。市道路線の起終点の表示につきましては、その道路の左側の隣接する土地の起点から終点に向かい、左側の土地の地番を用いるということで表記しております。従いまして、そうすると103の1の地番の左側起点側の赤線の道というほうが起点でございまして、それから右から左に向かって起点から終点というふうな路線でございます。従いまして、そうしますと103の1の左側の地番といいますと103の20ということになりまして、地番を起点から終点までそのまま同一の地番でございますので、起点と終点も同じ地番ということになってございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） いや、それはわがった。それはわがったが、俺が言いてえのは、ここは鉄道敷と道路敷との間の斜面なんだよな。103の20づうのは。だから、103の16と103の15を起終点にするづうんでばわが

んのや。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 起終点の表示の宮古市の地番の用い方は、その起点から終点に向かって左側の隣接する土地の地番を用いるということで運用しておりますので、今回、この103の15、16っていうのは右側になります。ですので、やはり、ここだけそういう起終点のつけ方というのをやるわけにはやはりいかないのかなど。ですので、これまでずっとやってきたその左側の隣接する土地の地番ということで103の20と。今回も、こちらの地番を用いて起終点の表示をするというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。ほかになければこれで質疑を終了しますが。

落合委員。

○16番（落合久三君） 22の3ページ、田老の22の3ページは廃止路線の図面がここに載っております。左の真ん中辺の少し茶色で着色している路線番号47、延長が726メートル、幅員が4.5から大きいところで13メートル。ここを廃止をすると。そして、23の5。新たに認定する市道ですが、ちょっとこの地図だけでは、ちょっと不正確、不正確っていうかよくわからないので聞くんですが、今私が言った図面だけで見ればね、数字は書いてあるんで726メートルが23の5のページの記載では、延長は683メートルというふうに書いてあるんで、ざっと40メートルぐらい短くなるというふうにそう見て聞いているんですが、延長が40メートルぐらい少なくなる場合でも、一方、古いほうを廃止して、新たに市道として認定するという、そういう作業をするものなんでしょうね。そこら辺がわかんなかったんでお聞きします。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 今の路線につきましては起終点も終点も変更になります。起終点、終点そのいずれも変更になる場合は廃止認定の手続によるものというふうになっておりますので、今回そのような手続きをさせていただいております。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） 最後。素朴な疑問。減る40メートルっていうのは、どこにどう所管になるんですか。いやいや、終点起点はわかるけども。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） こちらのまず起終点部分が防潮堤の底地用地になりますので、その分短くなります。終点部分につきましては、終点部分は変わらないんですけども、ちょっとこれは町道時代から市に移管、引き継いだわけございまして、そのときの終点の表示が誤っていて、今回正しい終点の位置に直すというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） そうすると起終点の分、23の5ページ、新しく認定するほうの路線番号47の起終点、起終点の部分は防潮堤用地になるっていうのはそうかと思って、あそこの場所を思い浮かべながら納得したんですが、この終点のほうは変わらない。そもそも、今までの、なんだ、記述が間違ってた。今回の認定にあたってそれをちゃんとすると。ということはね、全体でさっき言ったように約40メートル縮小になりますが、延長が。その間違っていたっていうのは、どっちが正しいんですか。延長の長さは726メートルが正しいのか。それとも変更になる680メートルが本当は正しいんだ、というのを最後に聞いて、そこの説明をお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 防潮堤用地になりまして、その延長が短くなるのはそのとおりございまして、終点の部分の地名の表示が誤っていたというものでございますので。これは町道から市に引き継ぐ際にきちんと確認をできればよかったですけども、その辺ちょっと確認漏れという。今回、再確認したところ地番が間違っていたというものでございますので、今回正しい終点の位置に表記を改めようというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） 確認ですが、路線番号47、新たに認定する47号線は延長は683が正しいんですよ、ということなわけね。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） そうでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第22号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第22号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第23号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第23号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第24号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○

付託事件審査（2） 議案第21号 音部漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第 21 号「音部漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて」を議題とします。質疑のある方は、挙手願います。藤原委員。

○19番（藤原光昭君） それでは大変素朴なことでもちょっと聞きたいんですが、ここに音部漁港これ以前からずっとあるわけですし、今回、岩手県知事の意見を求められたので、とこうあるわけですが、ここにそれぞれ埋立ての数字もそれぞれあるわけですが聞きたいのは、今までの漁港、これの復旧であればあえて意見を付さなくてもできるんだが、あえて意見を求めるということは、拡張を、今までの漁港プラス拡張をするからこういう意見を改めて求められるのか。ここの部分をちょっとお聞かせいただければ。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 今回の議案第 21 号でございますけれども、音部漁港区域内における公有水面を埋立てするものでございまして、その場合に、法律に基づいて県が埋立申請をするんですけれども、地元市町村の意見を聴取しなければならないということがございます。その意見を聴取した上で議決を経て同意しますよというような形で答申をしなければならないって。これは法律に基づいた行為でございます。中身につきましては、今、藤原委員おっしゃったとおり護岸と物揚場、あるいは臨港道路を広げまして、作業の効率等を図りまして、漁港の安全な継続的な安全で安定的な継続の漁港使用を図るという目的でありますので、そのことについて市町村でそれを同意して県に答申するというものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○19番（藤原光昭君） それでは、今、大体大方理解はしたんですが、改めて、そうすれば、今まで以上に拡充をするということの理解でよろしいですか。音部漁港を今まで以上に、この埋め立てることによって拡充ができて、安全性が。今まででは不足してだったんだと。簡単にしゃべれば。そういうことの理解ですか。それとも震災でのこと、絡みですか。そこら辺のちょっと詳しく教えて。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） この埋め立てに関するものですが、漁港自体が大きくなるわけではなくてももとあった防波堤のところの物揚場を広げたり、そこに行く道路を広げたりということで作業効率を図るために、これは漁協さんが県のほうに要望して、ここ御承知のとおり掘込漁港を予定してますけれども、それより先にやってくれと、作業効率を図るために漁港施設の利便性を図るためにやってくれという要望の内容に基づいて整備するものです。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○12番（高橋秀正君） 21の3なんですが、公有水面、この赤いところ埋め立てるということについては異議はありませんが、この掘込、全体図が、絵っかがねえべえがつつうの。それ出せんだら下さいということをお願いして。そうでねえづど、これは現在のやぶなんだもあんまり小っちゃくてわがねえと。お願いだな。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 確かに 21 の 3 ページ、これ全体が入ってるんですけども、一番下のところの四角く囲んであるところが掘込漁港の位置です。ただ、これだと小さくてちょっとわかりづらいので、少し大きくして全体がわかるものをですね、後で資料提供させていただきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員はよろしいですか。

次に落合委員。

○16番（落合久三君） 今、高橋委員が聞いたのと少しダブりますが、重茂漁協さんの意向は、経過は今聞いた

とおりですが、掘込漁港の完成が確かまだ2年半か3年かかると思うんですが、それを待ってる間もいろんな作業がもうどんどんあるので、私は、この今日提案、この前説明あるまでは、掘込漁港の中に最小限っていうか、今あるのを補完するような物揚場やなんかも当然整備されるんだらうなというふうになんかちょっと思ってたんでね。それを待ってるちょっといろいろ間に合わないというんで、少し掘込漁港の完成前に作業効率をよりよくするために今回の埋立申請をしたっていうふうにも。竹花係長が首を横に振っているんですが違うんですか。そこだけ聞きたいです。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 今、音部漁港整備で計画されている掘り込みの漁港の中にもですね、物揚場等は整備する予定です。ただ今回の公有水面埋立区域、21の3で示してる赤いところなんですけれども、それより上のほうにですね、何て言うんですかね、鍵というか、これ沖防波堤を表わしてるんですけども、沖防波堤があるんですが、北側っていうんですかね、北側のほうがちょっと漁港からずれてるというか。それで、最近の台風とか大時化で越波して来るらしいんです。なので、ここのかさ上げも含めて先にこっちをやってくれというのが重茂漁協からの要望。それに答えるために、先にこっちの埋立申請をさせていただきますということのようです。繰り返しになりますが、掘込漁港のほうにも物揚場等は整備する予定でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○16番（落合久三君） なるほど。確かにこのぱっと見た瞬間、21の3ページね。沖合にこういうね、こういう防波堤があるんですが、ここと赤い新たに整備しようとするところは、ダブらないところがあるんでここから時化たりすれば水がきてかぶるんだと。それでは困るんだというんで、そうだとすればですね。わかりました。この21の1、埋立工事の概要っていうところで、先ほど水産課長が言ったように護岸敷、物揚場、臨港道路、こういうものを整備することによって、その流通産業の円滑化を図るんだっていう説明だったんでね。そうであれば、今言った沖出しの部分のところが時化たときに波をもろにまだ入ってきて、作業が立ち行かない場合があるので、これをかさ上げをして波が入ってこないようにするんだって、こう説明すればどんズバリわかったわけです。了解です。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） 今の掘込式の泊地についても関連すると思いますんで、この事業は音部地区の水産生産整備、その事業で、県で公有水面埋立ということで我々議会の議決を受けるという意味だと思うんですけども、面積等については4538.99平方メートルでその中の2417.66を埋め立てるということで、先ほど藤原委員とか話してましたけれども護岸ブロック等は現在あるんですけども、その上に幅を広げて防潮堤を造ると。その造るのはいいんですけども、防潮堤を造って、それから現在の現道にこの道路がつながるようになるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 臨港道路は既にごさいます、今回の公有水面埋立区域の部分にある臨港道路を拡幅するという意味でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） そうするとですね、今埋め立てするのが4538.99なんだけども、埋め立てたところの掘込漁港に入る手前のところに橋があるんだけど、橋自体はまず約6mのクリアランスをとった橋梁をつくる予定になってると聞いてましたけども、この橋のところになんかちょっとわからなければいいんですけども笹見内ト

ンネルが来て途中で止まっているんです。市道との接続部分についてもし答えるのであればお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木水産課長。

○水産課長（佐々木勝利君） 笹見内のトンネルはできてはるんですけども、今度、その市道との接続の部分で今まだそこが完全にできてないというところで、市道の部分については建設課のほうでやっているので、今ですね、漁港の整備の中でその橋を整備するのと、その市道とのすり合わせということで行っているようにも、すいません。橋の嵩上げと道路のすりつけは31年度以降で整備する方針というふうに伺っております。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） すぐにこの間のような津波は来ないと思うんですけども、もし台風等でもかなり大きいものが来た場合に、音部の人たちは今現在は下の道路も通るにいいんです。海のすぐそばの砂の上のところ。ただ、大きい地震とか津波等が来た場合に山が崩れてしまって通れなくなると、一旦月山のほうに上がってまた戻ってこなきゃなんないんで、なるべく早くつくっていただきたいなと思ってました。その辺よろしくお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 答弁はいいですね。そのほかございませんか。伊藤委員どうですか。小島委員は、もう一度お聞きしますが、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第21号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第21号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○委員長（佐々木重勝君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。12月21日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。

以上で、付託事件審査を終わります。

午前10時55分 休憩

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝